

## 監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和2年 3月27日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	伊藤	嗣也
同	森川	慎

目 次

1. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 .....	1 頁
(市民文化部 市民生活課)	
2. 株式会社水貝製作所 .....	5 頁
(商工農水部 商工課)	

## 第1 監査の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査   |
| 2 監査対象   | 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団<br>市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）   |
| 3 事前調査期間 | 令和元年12月6日から令和2年1月14日まで   |
| 4 監査期間   | 令和2年1月15日  |
| 5 監査対象年度 | 平成30年度   |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務  |
| 7 監査方法   | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、<br>会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに<br>重点を置いて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査資料に基づく質<br>問等により行った。<br>また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて<br>いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点を置い<br>て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査資料に基づく質問等により行<br>った。 |

## 第2 監査対象の概要

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1 補助金の名称             | 四日市市国際化事業費補助金   |
| 2 補助金交付額             | 15,100,000円   |
| 3 補助金の交付目的           | 市民の国際理解を深め、幅広い分野での草の根レベルの国際交流、<br>国際親善を支援するとともに、多文化共生社会の実現を目指すため、<br>公益財団法人四日市市文化まちづくり財団が行う国際化事業にかかる<br>経費の一部を補助することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠           | 四日市市補助金等交付規則<br>四日市市国際化事業費補助金交付要綱<br>(以下「補助金交付要綱」という。)  |
| 5 補助金の概要             |   |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条） |   |
| ア 申請日                | 平成30年4月1日   |
| イ 申請書類               | 補助金交付申請書<br>(添付書類：事業計画、予算書等)  |
| (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条） |   |
| ア 交付決定日              | 平成30年4月1日   |

- イ 書類 補助金交付決定通知書
- (3) 計画変更承認申請（補助金交付要綱第9条第1項）
  - ア 申請日 平成31年3月30日
  - イ 申請書類 計画変更承認申請書
- (4) 変更決定（補助金交付要綱第9条第3項）
  - ア 変更決定日 平成31年3月30日
  - イ 書類 補助金変更決定通知書
- (5) 実績報告（補助金交付要綱第10条）
  - ア 報告日 平成31年3月31日
  - イ 書類 実績報告書
    - （添付書類：事業報告、収支決算書等）
- (6) 補助金交付 15,100,000円
  - ・第1回 10,000,000円（平成30年5月23日支払）
  - ・第2回 5,100,000円（平成30年10月25日支払）

### 第3 監査の結果

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】（以下「文化まちづくり財団」という。）

##### (1) 事業計画の変更について

各費目において増減率が20パーセントを超える場合は、「変更の理由」及び「変更の算出根拠」を記載した変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要がある。平成31年3月30日付け補助金計画変更承認申請書を提出しており、同申請書には、変更内容及び「変更の理由」が記載されているが、「変更の理由」として具体的な説明が欠けており、また、「変更の算出根拠」が記載されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【市民文化部市民生活課】

##### (1) 補助金交付事務について

補助金交付決定及び補助金額確定に係る起案文書において、文化まちづくり財団が市（市民生活課）から委託を受けた「平成30年度外国人市民向け情報提供事業」について、その経費（人件費等）を補助対象経費に含めていた。委託事業に係る経費については、補助対象経費と区別して記載すること。

## (2) 文書管理について

文化まちづくり財団より提出された当該補助金に係る書類について、不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、決裁の際にも適切に内容を審査すること。

## (3) 補助事業と市営中央駐車場の料金無料措置について

全ての四日市国際交流センター利用者の同駐車場の利用料金について、市民生活課は、「同センターが行う事業は本市が行う多文化共生施策の一環である」との理由により、同駐車場を所管する道路管理課から市民生活課に貸し出された割引認証機を同センターに配置し、無料としている。駐車料金や割引認証機の取扱いについて、道路管理課と市民生活課との認識の相違があり、関係例規の解釈についても不明確であるため、利用者の公平性が保たれるよう、関係各課と改めて協議を行い、早急に必要な措置を講ずること。

## 2 意 見

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】（以下「文化まちづくり財団」という。）

### (1) 国際交流・多文化共生の推進について

ア 国際交流・多文化共生の推進のため、主に四日市市役所北館内の四日市国際交流センターにおいて、市民対象のイベントや日本語学習支援等の事業を行っているが、現在、市内のあらゆる地区に外国人市民が居住する状況に応じて、市民文化部と連携し、地区市民センターなど市内各地区に出向いて事業を行うこと。 【改善事項】

イ 物価や社会情勢の変化があるにもかかわらず、補助金額や事業内容について過去のものとなり変わっており、変化がない。市内の外国人市民が増えている状況の中、市民全体にとってより利益になるような有効な事業を行うなど、市民福祉が向上するように絶えずブラッシュアップしていくこと。 【要望事項】

ウ 現在、無償ボランティアにより日本語学習支援を行っているが、無償ボランティアだけでは限界があると考えられるので、有償ボランティアの活用も検討すること。 【要望事項】

エ これから取り組みたいと考える事業について、市が補助金額の算定について十分に検討できるよう、市の予算編成の前段階から、市へプレゼンテーションを行っていくこと。

【要望事項】

【市民文化部市民生活課】

### (1) 補助金交付事務について

補助金の支払いについて、2回に分割して概算払を行っているが、それぞれの支払いの時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていない。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払いの時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。 【改善事項】

### (2) 本部経費の事業費認定について

文化まちづくり財団から、同財団の平成30年度当初予算編成後に、本部経費の一部を補助対象事業に追加計上するとの内容の補助金計画変更承認申請書が提出され、それを承認しているが、変更の理由や変更に係る財源等について、正確で理論的に説明できるようにして

おくこと。

**【要望事項】**

(3) 補助対象経費の認定について

国際交流事業等に要する経費に対して補助金をどれだけ交付するかについては、市としてやるべきことと文化まちづくり財団としてやるべきことを整理して、補助対象を具体的に限定するなど、市と同財団の双方でルール化を図ること。

**【改善事項】**

(4) 地域の外国人市民への対応について

地域において、日本語が理解できないなどの理由により、孤立を感じている外国人市民が多数存在するため、自治会や地区市民センターを所管する市民文化部が主導して対応を行うこと。

**【改善事項】**

## 第1 監査の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査   |
| 2 監査対象   | 株式会社水貝製作所<br>商工農水部商工課（財政援助に関する事務の所管所属）   |
| 3 事前調査期間 | 令和元年12月9日から令和2年1月14日まで   |
| 4 監査期間   | 令和2年1月15日  |
| 5 監査対象年度 | 平成30年度   |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務  |
| 7 監査方法   | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、<br>会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに<br>重点を置いて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査資料に基づく質<br>問等により行った。<br>また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて<br>いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点を置い<br>て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査資料に基づく質問等により行<br>った。 |

## 第2 監査対象の概要

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1 補助金の名称             | 四日市市新規産業創出事業補助金   |
| 2 補助金交付額             | 4,000,000円  |
| 3 補助金の交付目的           | 新技術・新製品の研究開発事業を行う中小製造業者に対して、当該<br>事業に必要な経費の一部を補助することにより、競争力のある中小製<br>造事業者の創出を促し、もって市内製造業の活性化を目指すことを目<br>的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠           | 四日市市補助金等交付規則<br>四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱<br>(以下「補助金交付要綱」という。)  |
| 5 補助金の概要             |   |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第6条） |   |
| ア 申請日                | 平成30年5月11日  |
| イ 申請書類               | 補助金交付申請書<br>(添付書類：事業計画、予算書等)  |
| (2) 交付決定（補助金交付要綱第7条） |   |
| ア 交付決定日              | 平成30年7月24日  |

- イ 書 類 補助金交付決定通知書  
(3) 実績報告 (補助金交付要綱第11条)  
ア 報告日 平成31年3月20日  
イ 書 類 実績報告書  
(添付書類：事業報告、収支決算書等)  
(4) 補助金交付額 4,000,000円 (平成31年4月16日支払)

### 第3 監査の結果

株式会社水貝製作所に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

##### 【株式会社水貝製作所】

特になし

##### 【商工農水部商工課】

###### (1) 補助対象要件の確認について

当該補助金交付申請における交付決定のための審査において、補助金交付要綱第1条の「交付目的」、第3条の「対象者」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」をすべて満たしているかについて、市が十分調査、確認を行ったうえで適正な判断がなされたとは言い難い。特に、第3条において、対象者は「主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者」と規定されているが、「主たる事業所」の概念が明確にされておらず、新技術・新製品の研究開発業務や新製品の製造事業所等の事情も加味して「主たる事業所」に該当するかを判断すべきであるという見解もあるが、当該交付団体の本市における技術研究所を「主たる事業所」と認定するには、法的な解釈において重大な疑義がある。補助対象者の認定に係る判断に支障を生じないように、補助金交付要綱の文言の明確化を図ること。

###### (2) 補助金交付事務について

補助金交付決定に係る起案文書において、補助金交付要綱第3条の「対象者」に該当する旨の記載、また、第4条第1項の「補助対象事業」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」に該当するかどうかの明確な記載がなかった。補助金交付要綱の規定に則り補助金交付決定に係る審査を行っていることを起案文書において明らかにすること。

#### 2 意 見

##### 【株式会社水貝製作所】

特になし

**【商工農水部商工課】**

(1) 四日市市新規産業創出研究会における「審査」について

交付決定のための手続について、次のとおり問題点が存在するので、改善を図ること。

**【改善事項】**

ア 同研究会の設置要綱に、補助事業の審査を行うことが規定されておらず、また、委員の構成が、審査対象となった分野の技術的な専門性を担保できるものかどうか疑問がある。

イ 補助金交付要綱第8条に、交付決定のため「学識経験者、民間研究者等の専門家から意見聴取することができる」と規定されている。この意見聴取の場としての同研究会において、独創性、新規性、成果の社会貢献等の項目から点数化が行われ、その推薦結果が事実上の採択結果となっている。

ウ 研究結果は記録として残されているが、議事録として整理されておらず、透明性に欠ける。

(2) 補助対象事業の採択基準について

補助金交付要綱別表第1の「補助対象事業の採択基準」として、独創性、新規性、成果の社会貢献等が求められ、さらに成果が補助年度内に十分見込めることが求められている。しかし、成果をそのような短期間に求めることには無理があるので、採択基準の妥当性について検討すること。

**【改善事項】**

(3) 補助対象経費の明確化について

補助金交付要綱別表第2の「補助対象経費」として、機械工具費及びその設置に関する経費が認定されているが、消耗品費は記載されていない。機械工具に付属する消耗品等についても、その購入経費が認められるのかどうかを、明確にしておくこと。

**【改善事項】**